

広島県告示第百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条第一項の規定によつて、次の保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不分明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第一百八十九条の規定によつて、通知の内容を神石高原町役場の掲示場に掲示した。

平成二十年二月十八日

広島県知事 藤田雄山

所 在 場 所	所 有 者 の 氏 名
神石郡神石高原町油木字竹川内甲五七八二、甲五七八四、甲五九四三の一、甲五九四四の一、甲五九四六の一、甲五九四八の一、甲五九五〇 神石郡神石高原町油木字竹川内甲五八二四の五 神石郡神石高原町油木字竹川内甲五九〇三 神石郡神石高原町油木字竹川内甲五九〇六の一	細川中一 横藤田富貴子 脇坂スキ 脇坂安

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者の氏名

二 指定の目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について